

31北監第52号
令和元年8月9日

北名古屋市長 長瀬 保様

北名古屋市監査委員 大野眞一

北名古屋市監査委員 大野 厚

平成30年度北名古屋市財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度北名古屋市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

平成30年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成30年度北名古屋市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月9日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された平成30年度北名古屋市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	備考
1 実質赤字比率	—	—	12.64%	
2 連結実質赤字比率	—	—	17.64%	
3 実質公債費比率	3.4%	3.1%	25.0%	
4 将来負担比率	6.8%	12.4%	350.0%	

* 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を「—」で表示する。

* 早期健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成30年度の実質赤字比率は、黒字決算であるため算出されず良好である。

イ 連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質赤字比率は、黒字決算であるため算出されず良好である。

ウ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は3.4%で、前年度に比べ0.3ポイント増加したが、早期健全化基準の25.0%を下回り良好である。

エ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は6.8%で、前年度に比べ5.6ポイント減少し、早期健全化基準の350.0%を下回り良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成30年度北名古屋市の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

北名古屋沖村西部土地区画整理事業は平成30年度に公営企業会計に移行した。

2 審査の期間

令和元年8月2日から令和元年8月9日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された平成30年度北名古屋市の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

公営企業会計 の 名 称	平成30年度 資金不足比率	平成29年度 資金不足比率	経営健全化基準	備 考
北名古屋沖村西部 土地区画整理事業 特 別 会 計	—	—	20.0%	地方公営企業法 法非適用企業会計
公共下水道事業 特 別 会 計	—	—	20.0%	地方公営企業法 法非適用企業会計

* 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。

* 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成30年度の資金不足比率は、歳入額が歳出額を上回っており、資金不足はなく良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。